様式第四を次のように改める。

様式第４（施行規則第16条関係）

表

第　　号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第12条第４項の規定による

立　入　検　査　証

写真

（押出スタンプ割印）

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　　印

裏

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第12条　経済産業大臣は、第４条第１項の規定による指定及び前条第２項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第６条第１項及び第４項、第８条第１項並びに第10条第３項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、第６条第１項及び第４項、第８条第１項並びに第10条第３項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

４　第１項及び第２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

５　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百四十六号。次項において「改正政令」という。）の施行の日（令和四年八月一日）から施行する。

（経過措置）

２　改正政令の施行の日の属する年度の前年度において、令第一項の表第三号又は第四号の中欄に規定する事業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に規定する規模以上のデジタルプラットフォームを提供するデジタルプラットフォーム提供者に係る第四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年度四月末日」とあるのは、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百四十六号）の施行の日から起算して一月を経過した日」とする。